

クレジット：

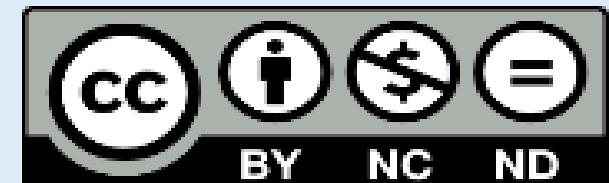
UTokyo Online Education 東京大学朝日講座 2017 北野 隆一

ライセンス：

利用者は、本講義資料を、教育的な目的に限って、特に記載のない限り、クリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改変禁止 ライセンスの下で利用することができます。

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>

本講義資料内には、東京大学が第三者より許諾を得て利用している画像等や、各種ライセンスによって提供されている画像等が含まれています。個々の画像等を本講義資料から切り離して利用することはできません。個々の画像等の利用については、それぞれの権利者の定めるところに従ってください。





# 「偶然」の なかの意志

| 同時代史の現場で



2017年度東京大学朝日講座「〈偶然〉という回路」  
2017年11月8日 朝日新聞編集委員 北野隆一



1991年7月10日、長崎県島原市 提供 朝日新聞社

# 第1章 被災地見舞い



# 1 「偶然」というお題

- 「〈偶然〉という回路」の題で、加藤陽子教授とともに講義するよう依頼受ける。「天皇」と「偶然」の2題話をつなぐテーマ→「災害被災地見舞い」。
- ふだんの訪問→招かれて出かけ、訪問先も面会相手も主催者がお膳立てする「受け身」が基本。
- 例外は戦没者慰靈と被災地見舞い。本人たちが希望し、宮内庁から現地に打診し訪問が実現。両陛下の意志が前面に。
- 特に被災地見舞いは、自然災害が偶然起きてから準備。最初の訪問は発生2週間～1ヶ月後で、まだ被災者が避難生活中の場合が多い。分刻みのスケジュール（行幸啓のしおり）。
- 説明役は知事や市長、警察や自衛隊など災害対応の責任者。被災者とのやりとりは、台本も事前の仕込みもない一期一会。通常は起きないハプニングや、日程の大幅遅れも。為政者や役人が介在できない現場で、「選ばれた人」ではない国民との生のやりとり。



津波で家を流された被災者からスイセンの花束を受け取る=2011年4月27日、仙台市 提供 朝日新聞社

## 2 なぜ被災地へ？

- 2011年の東日本大震災の際、両陛下は7都県を連續訪問。被災地や避難所で被災者を見舞う。
- 天皇陛下は翌12年2月に心臓手術。体調も万全でない中、なぜ被災地をめぐつたか。2014年4～5月に「プロメテウスの罠 震災と皇室」、15年7月に「被災地の両陛下をたどって」、17年5月から「てんでんこ 皇室と震災」の連載記事。
- 震災直後から自らの情報網を駆使して電話で直接状況を聞き、次々と大臣や専門家を呼んで熱心に質問。ときには被災地の訪問先も自分たちから希望を出すことも。
- 「國民に寄り添いたい」という気持ちの表れだとして、被災者らは感激するが、そこには「天皇は国政に関する権能を有しない」と定める憲法との危ういバランスも見え隠れする。（2014年6月21日朝日新聞・記者有論「両陛下の被災地訪問 地域の悲しみ 共有の旅」）



2011年4月27日、宮城県南三陸町 提供 朝日新聞社

### 3 「自分で行きます」

- 石原慎太郎・都知事から「被災地は若い男宮の皇太子、秋篠宮両殿下を名代に差し向けてはいかがでしょう」との進言を受けた天皇陛下の返事。「石原さん。東北は、私が自分で行きます」…2011年3月30日、東京都足立区の避難所「東京武道館」訪問時
- 「天皇陛下が、原発を見たいとおっしゃっているのです。それは無理だと答えたが、陛下は、自衛隊の飛行機で上空から見るならいいだろう、それでもダメなのかとおっしゃる。それで困っています」…2011年4月、佐竹健治・東大地震研教授に川島裕侍従長が伝えた発言
- 「災害や戦災の被災者を見舞うことは皇室の伝統。1923年の関東大震災では貞明皇后が被災地を慰問した。敗戦後は昭和天皇が全国巡幸で国民を励ました」「天皇は、災害もまた自分の責任と考えているのかもしれない。宮中祭祀で国民の平安を神に祈る熱心な姿と、災害地を訪れて被災者を直接に慰める姿は、表裏一体といえるのでは」…原武史・放送大教授



## 4 過去の被災地見舞い

- 原点は皇太子時代の伊勢湾台風被災地見舞い（1959年）。本格化したのは即位後の長崎県・雲仙普賢岳火碎流（91年）、北海道南西沖地震・奥尻島津波（93年）、阪神淡路大震災（95年）、三宅島噴火（2000年）、新潟県・中越地震（04年）、中越沖地震（07年）、東日本大震災（11年）、熊本地震（16年）。



- 「被災者のこれから苦難の日々を、私たち皆が、様々な形で少しでも多く分かち合っていくことが大切であろうと思います。被災した人々が決して希望を捨てることなく、身体を大切に明日からの日々を生き抜いてくれるよう、また、国民一人ひとりが、被災した各地域の上にこれからも長く心を寄せ、被災者と共にそれぞれの地域の復興の道のりを見守り続けていくことを心より願っています」…2011年3月16日、天皇陛下のビデオメッセージ



## 5 ひざをつく

- 1991年の雲仙普賢岳噴火の際の被災地見舞いで、即位後間もない天皇陛下が避難所でひざをつき、被災者に話しかけたのが話題に。昭和天皇にはなかつたしぐさ。
- 保守層には違和感。評論家江藤淳氏は95年に「何もひざまずく必要はない。被災者と同じ目線である必要もない。立ったままで構わない」と批判。
- ひざをつく姿勢は皇太子時代の86年、伊豆大島の三原山噴火からの避難者見舞いでも。59年、伊勢湾台風被災地訪問では、立ったまま被災児童らに話しかけた。対照的なのが皇后さま。結婚後間もない62年に九州を訪れた際、宮崎や鹿児島の児童施設で、しゃがんで子どもたちと同じ目線で語りかける写真。
- 河西秀哉・神戸女学院大准教授「明仁皇太子は最初は人々との接し方に距離感があったが、美智子妃の姿勢を間近で見て学び、次第に意識を変化させていったのではないか」

## 6 服装と食事、車列

- 1991年の雲仙普賢岳で天皇陛下は、ダブルのスーツで現地入り。避難所で上着を脱いでシャツの袖をまくる。93年の奥尻島もスーツにネクタイ姿。
- 皇后さまもスカートにヒールの靴。95年の阪神大震災以降は、夏はネクタイなしの半袖シャツ、冬はジャンパーとセーター。皇后さまはスラックス姿がほぼ定着。
- 食事も現地の負担を考え、91年の雲仙や93年の奥尻島の昼食はカレーライス。2011年の東日本大震災では4月14日の千葉県旭市訪問の際は宮内庁から弁当持参。22日の茨城県北茨城市訪問以降は、風評被害に悩む地元支援のため、昼食を現地調達。福島では地元の野菜を購入し持ち帰る。
- 被災地の自治体や警察の負担を考え、自衛隊ヘリで現地入りし日帰り。車列もバス1台に。沿道警備の警察官が少なくて済むよう、ヘリポートになるグラウンドが近い避難所を訪問。ただし2011年5月の福島訪問でのヘリ利用は、移動時の放射線被曝を避ける意味も。



# 7-1 熊本訪問

- 私にとって、足かけ20年間手がけた水俣病、ハンセン病の取材と、この5年続けた皇室取材が交差し焦点を結んだのが、2013年秋の天皇皇后両陛下の熊本県訪問。
- 「全国豊かな海づくり大会」での稚魚放流が水俣湾のチツソによる有機水銀に汚染された排水ヘドロを埋め立てた地「エコパーク水俣」で行われ、両陛下は水俣病患者らと面会。即席で異例のことばを述べた。

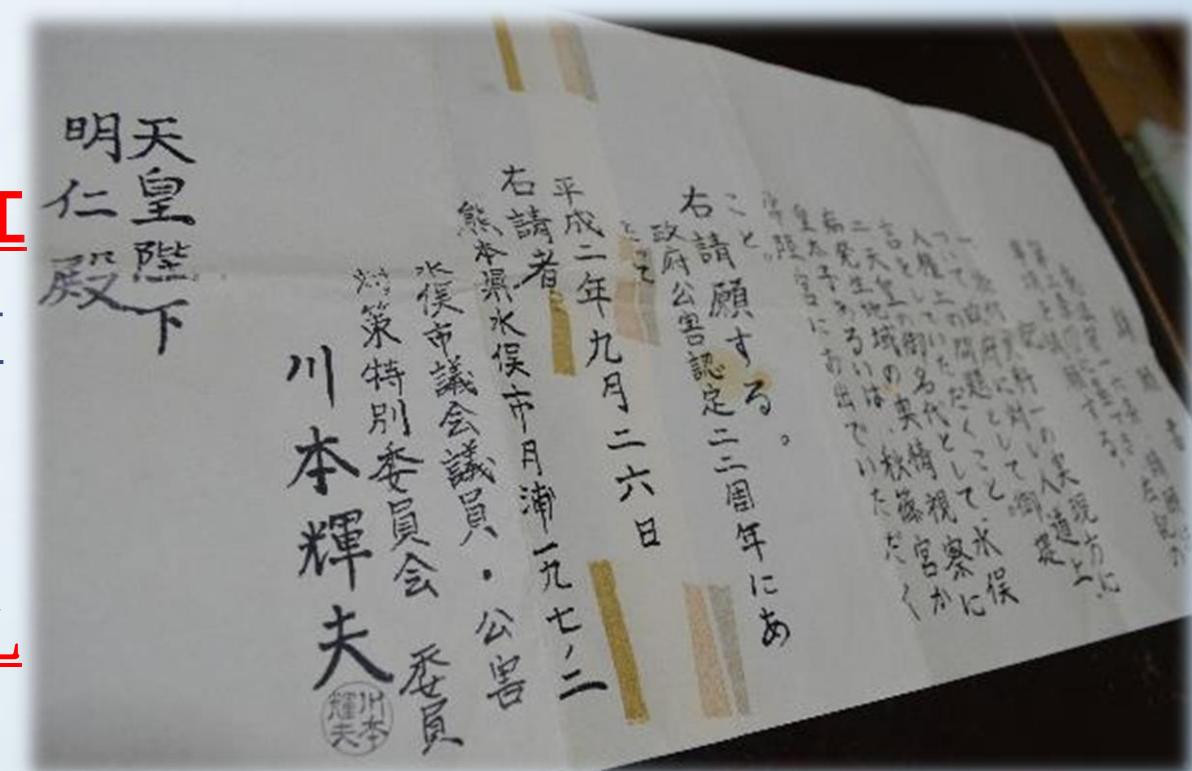


2013年10月27日、熊本県水俣市立水俣病資料館 提供 朝日新聞社

- 「本当に気持ち、察するに余りあると思っています。やはり真実に生きるということができる社会をみんなで作っていきたいものだと改めて思いました。本当に様々な思いを込めて、この年まで過ごしていらしたということに深く思いを致しています。今後の日本が、自分が正しくあることができる社会になっていく、そうなればと思っています。みながその方に向かって進んでいけることを願っています」…2013年10月27日、水俣市立水俣病資料館で、水俣病語り部との懇談時の天皇陛下の言葉

## 7-2 天皇家と水俣病

- 天皇家との因縁。水俣病の原因企業チッソの江頭豊・元社長は、皇太子妃雅子さまの母方の祖父。水俣訪問について当初、皇后さまは「皇太子のことがあるので難しい」という認識も。
- 水俣訪問直前、作家の石牟礼道子さんからの手紙を受け取った皇后さまが知人に「私は石牟礼さんの気持ちを非常に重く受けとめています」と電話。予定外の胎児性水俣病患者との面会が、「おしのび」で急きよ実現。
- 皇后さまは患者運動の闘士・川本輝夫氏の長男にも声かける。役所が用意する面会相手だけでなく、さらに一步踏み出し「生の声」に触れようとした。「自己を主張してはならぬはずのお二人は、限りなく生身の人間として接しようとした。そうした意思が明白に感じられる」…作家・高山文彦氏
- 「社会の中心からこぼれ落ちる人を救い、自分が能動的に国民を統合しなければ、日本という共同体が崩壊してしまう。人々をまとめるため話しかけ、会いに行く機能が果たせなくなったら、退位せざるを得ない、という考え方」…河西秀哉・神戸女学院大准教授



水俣病患者の川本輝夫さんが天皇陛下にあてて書いた「請願書」の写し＝熊本県水俣市 提供 朝日新聞社

## 7-3 皇室とハンセン病

- ・ **ハンセン病療養所**も、両陛下が1960年代から全国の訪問を続けてきていたテーマ。2013年に熊本県合志市の**菊池惠楓園**を訪問。14年に宮城県の**東北新生園**を訪れ、国内**全療養所**の訪問が達成された。
- ・ 藤野豊・敬和学園大教授「**皇室**の恩や威光が**患者を慰める**一方、**隔離政策の徹底**にも利用された」(2013年10月23日朝日新聞「両陛下、重い歴史背負う地へ」)
- ・ 療養所訪問は、岡山県のハンセン病療養所・**長島愛生園**の精神科医、**神谷美恵子医師**との出会いがきっかけ。**美智子皇太子妃**が結婚後間もない1960年代、慣れない皇室の生活や旧勢力からの批判などがあり、流産するなど体調を崩した際、**相談相手**として定期的に面会。神谷医師の強い影響で、夫妻で各地を訪問する際、療養所訪問を始める。約50年かけて青森から宮古島まで全国13カ所を訪問。



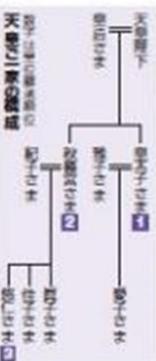
# 8 憲法上の制約

- 憲法第1条「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、その地位は主権の存する國民の総意に基く」
- 「内閣の助言と承認」(第3条)により「国事行為のみを行い、国政に関する権能を有しない」(第4条)。公務への姿勢が受け身であるよう規定されるなか、両陛下は2テーマにはとくに主体性を發揮する。
- 瀬畠源・長野県短大助教「20世紀に各国で、君主制が國民の支持を失い滅びていった歴史がある。『象徴天皇としてあり続けるためには主権者である國民の理解や支持が必要』『自ら積極的に動いて國民を統合していくことこそ天皇の役割』と考えているのでしょうか」
- 西村裕一・北海道大准教授「天皇の述べる『象徴としての務め』は従来の憲法学説にとって想定外の内容。地方訪問や被災地訪問といった天皇の行為を、憲法上で正当化することは困難。いまの天皇という具体的的人物と憲法が考える天皇像とが相入れなくなっている」



2011年4月22日、茨城県北茨城市 提供 朝日新聞社

# 天皇陛下 生前退位の意向



は、半島の先端から東洋を眺め、その風景が、何處かの心地よい所に似てゐる。そこで、この島の名前を「伊豆」としたのである。

継承のあり方 自ら一石 **解説**

は、本邦の歴史書のなかで最も古く、最も重要な文書である。その歴史的意義は、さうした點で、必ずしも「日本書紀」に匹敵するものである。

実現には慎重論も

して、この問題を解くには、問題文の意味を理解する力と、問題文から必要な情報を抽出する力が求められます。

• 100 •

一方で、公政については、「今のところは、なまけものだ」といふ。天皇陛下は「おお、おお」と感心する。

の取扱いをもつてゐる。

後編

の間で、この問題を解決するための

（出所）  
（出所）

、彼は

# 皇后さまと皇太子さまに伝える 皇室典範の改正課題に

2016年7月14日朝日新聞1面

朝日新聞社に無断で転載することを禁じる（承諾番号:18-1293）

# 「天皇退位意向」報道

# 1 退位報道の衝撃

- 参院選投開票日翌々日の2016年7月13日、NHKが午後7時のニュース冒頭で「天皇陛下『生前退位』の意向示される」とスクープ。7時4分に右のツイートで速報。解説記事を30分で書いた。
- 宮内庁の山本信一郎次長（現在は長官）は報道陣に「報道されたような事実は一切ない。事実無根」と火消しにまわった。葉山御用邸で報告を受けた天皇陛下は「事実無根？ 無根ではないですね」と述べたことが後に判明。
- 解説記事：まず天皇の大きな務めは「皇統の継承」。天皇の位（皇位）を無事、次の代に渡し、皇統を保つこと。皇室典範に退位規定はなく、亡くなるまで位にある終身天皇制。生前退位実現には皇室典範の改定など、政府や国会による法整備が必要。
- 天皇陛下は皇統の今後を見据えた取り組みを続けてきた。皇太子さま、秋篠宮さまを交えた三者会談を月1回開催。葬儀や陵墓のあり方を検討し「火葬」に。
- 代替わりで元号が変わる(2019年4月の見通し)。次の天皇となる皇太子さまに男子がないため、皇位継承順位1位となる秋篠宮さまの処遇が課題となる（「皇嗣殿下」に）。

北野隆一 @R\_KitanoR

NHKで「天皇陛下『生前退位』の意向示される」と報道。「天皇陛下が、天皇の位を生前に皇太子さまに譲る『生前退位』の意向を宮内庁の関係者に示されていることが分かりました」／天皇陛下「生前退位」の意向示される | NHKニュース

19:04 - 2016年7月13日

## 2 退位とは

- 退位とは天皇の位を存命のうちに譲ること。前例は200年前の光格天皇。皇室典範に退位の規定はなく、**皇位継承**（代替わり）は**崩御**（逝去）のみとする「終身天皇制」。
- 古代や中世は天皇が退位後、**太上天皇（上皇）**として権勢を振るった。明治時代の旧皇室典範と、戦後定められた現皇室典範は退位規定を定めず。
- 退位を認めなかった理由①歴史上、上皇の存在で混乱②天皇の意思に基づかない外部からの**退位強制**の恐れ③逆に天皇本人の**恣意的退位**があり得る
- 敗戦後は、**東京裁判**で昭和天皇が**戦犯訴追**される懼れも。皇族や政治指導者らから昭和天皇の**戦争責任**を問う「**退位論**」の発言が相次いだことも、退位規定を盛り込まなかつた背景とみられる。「退位制度は、終戦直後から議論されていた**政治の宿題**。戦争責任論のような懸念がない今こそ議論すべきだ」（高見勝利・上智大名誉教授）



戦後の全国巡幸で広島を訪れ、市民にこたえる昭和天皇。後方に原爆ドーム＝1947年12月  
提供 朝日新聞社

### 3 なぜ退位？

- 宮内庁は2016年8月8日、「象徴としてのお務め」についての天皇陛下のビデオメッセージを発表。退位への願いを強くにじませた。
- 「80を越え、身体の衰えを考慮すると、象徴の務めを果たすことが難しくなると案じる」
- 「国事行為や、象徴としての行為縮小には無理がある。摂政を置くのも、務めを果たせぬまま天皇であり続けることに変わりない」
- 「健康を損ない、深刻な状態になると、社会が停滞し、国民の暮らしに影響が及ぶ懸念がある」「天皇の終焉に当たっては喪儀と即位の儀式が同時に進行し、行事に関わる人や家族が厳しい状況になる」
- 1987～89年、昭和天皇の容体が悪化し逝去するまで、社会に自粛ムード。各地の祭りやプロ野球優勝セール、クリスマス商戦などが中止に。当時皇太子だった天皇陛下は、「過剰な自粛ムードによる国民生活への影響」への懸念を示した。



天皇陛下のビデオメッセージを見る人々  
=2016年8月8日、東京・新宿  
提供 朝日新聞社

## 4 退位への道筋

- 安倍政権は2016年9月、「天皇の公務の負担軽減等に関する**有識者会議**」を設置。14回の会合を重ねて17年4月21日に報告書を提出。
- 今の陛下に限り退位を可能とする**特例法**の整備を求め、退位後の両陛下の称号は「上皇」「上皇后」。象徴としての行為はすべて新天皇に譲り、秋篠宮さまを「皇嗣殿下」と呼ぶ方向示す。
- 有識者会議は当初、退位の是非を検討する専門家ヒアリングを実施。**安倍晋三首相**の支持基盤である**保守系論者**が**退位に反対**。しかし退位実現を望む**圧倒的な世論**を背景に、**一代限り**での退位を認める方向が固まる。17年1月から**衆参両院正副議長**のもとで各党派が議論。民進党などは皇室典範本体の改正を主張したが、最終的に特例法整備で合意した。
- 政府は特例法案を国会に提出し、6月9日に参院本会議で可決成立。19年3月31日の年度末に天皇陛下**退位**、4月1日に皇太子さまが**新天皇即位**、**新元号へ改元**の見通し。



# 5 憲法上の疑義

- 瀬畠源・長野県短大助教「『象徴としての務めができるから退位したい』というのは、『国民統合の象徴』の役割を自分が積極的に果たすという憲法観。象徴としてそこにあるという静的天皇ではなく、自分たちが動いて国民を統合する役割を果たすのだという動的な『象徴天皇』像を意識しているのは」(5月19日のインタビュー)



- 西村裕一・北海道大准教授「おこはが語っているのは、天皇には『象徴としての務め』を果たすことが憲法上要請されている（義務づけられている）という憲法解釈であろう。このような見解は政府見解とも齟齬を來し、憲法上の問題があることは否定できない」
- 「『天皇の発意で政治が動いているように思える』ことが否定できない以上、本件表明も違憲の疑いが濃厚」「立法プロセスにおける『天皇の意向』の登場を憲法上正当化することは難しい」のでは」
- 「本件表明に憲法上の問題があったとしても、責任は天皇への『輔佐と責任』を果たせなかつた内閣が負うべきで、天皇や宮内庁に責任を押しつけてすむものではない」（「論究ジュリスト」2017年冬号）



眞子さまとの婚約報道を受けて記者会見する小室圭さん  
2017年5月17日 提供 朝日新聞社



## 第3章 皇室取材とメディア

# 1 宮内庁取材で気づくこと

- ① **憲法**が日々実践され、問われる場である
- ② **儀式**や形式の重要さ。ときには**形式こそ本質**である場合も
- ③ 目の前で動く**「歴史」の目撃者、立会人**
- ④ **「国家」「統治機構」**を動かす人々が見える
- ⑤ メディア、記者の果たす役割  
= **「広報機関」**ではない。**「権力の監視」**とも違う
- ⑥ 皇室取材での**「特ダネ」**とは



2016年1月29日、フィリピン 提供 朝日新聞社

## 2 真子さま婚約報道

- 今年5月16日、午後7時のNHKニュース冒頭で報道。17日朝刊他紙も1面トップで「真子さま婚約へ」と追随。朝日新聞も早版は「真子さま」がトップだったが、最終版で「新学部『総理の意向』 加計学園計画 文科省に記録文書」の特ダネにトップを譲る。

- 加計学園の問題は朝日の東京社会部などが取材を進めていた。深夜になってNHKなど他社も動いていると判明し、急きよ最終版1面に突っ込んだ。

2017年5月17日朝日新聞朝刊  
13版 1面 →



朝日新聞社に無断で転載することを禁じる（承諾番号:18-1293）

- 翌18日、立教大で二つの朝刊紙面を示し「どちらがニュース？」と尋ねたら、多くの学生が「加計学園」を挙げた。「読者や国民一般に広く关心を持たれる記事は？」と質問を変えたら、「真子さま」が多数に。
- 皇室の動向は「冠婚葬祭」。これまでの朝日の特ダネは「昭和天皇の腸の病気」、「紀宮さま婚約へ」。あるいは昭和天皇の戦中戦後の言動。「入江相政侍従長日記」、「昭和天皇とマッカーサーの会見記録」など。日経新聞は靖国神社合祀について昭和天皇の発言を記した「富田メモ」を報道。

# 3 婚約会見延期

- 秋篠宮家の眞子さまと小室圭さんの婚約内定発表の記者会見は7月8日の予定だったが延期。九州地方の豪雨災害を受け、被災地を案じた二人が延期を望んだ。しかし9月3日の会見当日は北朝鮮が核実験。

- 災害**による皇室の慶事延期の例:2004年に婚約内定した両陛下の長女・**黒田清子さん(紀宮さま)**は、**新潟県中越地震**で内定発表を約1ヶ月半近く延期。さらに**高松宮妃喜久子さま**の逝去で再延期に。**昭和天皇**も皇太子時代の1923年、**関東大震災**発生を受けて**香淳皇后**との結婚を翌年に延期。

- **皇太子夫妻**は1995年1月の**阪神・淡路大震災**発生直後、予定通り**中東**3カ国を訪問。震災を受けて日程を繰り上げ2日早く帰国したが、批判を浴びた。2011年3月の**東日本大震災**の際は、4月の**ウィリアム英王子**の結婚式を欠席した。「被災地の悲惨な状況に心をいためている」として、地震発生直後に出席を断念した。

The image consists of two parts. The left side shows the front page of the Asahi Shimbun newspaper from September 4, 2017. The main headline reads "北朝鮮が核実験" (North Korea conducted a nuclear test). Below it is a sub-headline "水爆と主張威力最大" (Claiming it was a water-based nuclear bomb with maximum power). To the right of the sub-headline is a photograph of a news conference. A woman in a green dress and a man in a suit are standing behind a podium with microphones. The right side of the image is a separate news broadcast screen showing the same two individuals at the podium.

朝日新聞社に無断で転載することを禁じる（承諾番号:18-1293）



国会開会式=2016年1月4日 提供 朝日新聞社

## 第4章

# 天皇と憲法

# 1 日本国憲法 天皇関連条文

## 第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した**皇室典範** の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

○2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範 の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

○2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。

## 第十章 最高法規

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 2-1 憲法への言及

- 最近、両陛下の憲法に関する発言がめだつ。明治憲法制定前の「五日市憲法草案」に言及したり、憲法とあわせ戦後の米国の役割を評価したり、かなり踏み込んでいる。
- なぜこのような発言がめだつのか。
- 両陛下とも敗戦、占領期に中学、高校の多感な時期を迎えて、米国式の戦後民主主義が普及するたゞ中で教育を受けた経験も関係あるのだろうか。



「戦後、連合国軍の占領下にあった日本は、平和と民主主義を、守るべき大切なもののとして、日本国憲法を作り、様々な改革を行って、今日の日本を築きました。戦争で荒廃した国土を立て直し、かつ、改善していくために当時の我が国の人々の払った努力に対し、深い感謝の気持ちを抱いています。また、当時の知日派の米国人の協力も忘れてはならないことだと思います。日本国憲法には『天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない』と規定されています。この条項を遵守することを念頭において、私は天皇としての活動を律しています」  
(2013年12月、天皇誕生日に際しての記者会見)

## 2-2 天皇陛下の憲法に関する発言

- 「憲法は、国の最高法規でするので、國民と共に憲法を守ることに努めていきたいと思っています。終戦の翌年に、学習院初等科を卒業した私にとって、その年に憲法が公布されましたことから、私にとって憲法として意識されているものは日本国憲法ということになります。しかし、天皇は憲法に従って務めを果たすという立場にあるので、憲法に関する論議については言を謹みたいと思っております」

(1989年8月、即位に際しての記者会見)

- 「さきに、日本国憲法及び皇室典範の定めるところによって皇位を継承しましたが、ここに『即位礼正殿の儀』を行い、即位を内外に宣明いたします。このときに当たり、改めて、御父昭和天皇の六十余年にわたる御在位の間、いかなるときも、国民と苦楽を共にされた御心を心として、常に国民の幸福を願いつつ、日本国憲法を遵守し、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓い（中略）ます」



## 2-3 皇后さまの憲法に関する発言

「今年は憲法をめぐり、例年に増して盛んな論議が取り交わされていましたように感じます。あきる野市の五日市で見せていただいた『五日市憲法草案』のことを見せていただきたいと思います。明治憲法の公と布（明治22年）に先立ち、地域の小学校の教員、地主や農民が、寄り合い、討議を重ねて書き上げた民間の憲法草案で、基本的人権の尊重や教育の自由の保障及び教育を受ける義務、法の下の平等、更に言論の自由、信教の自由など、204条が書かれており、地方自治権等についても記されています。当時民間の憲法草案が、日本各地の少なくとも40数か所で作られていたと聞き、近代日本の黎明期に生きた人々の、政治参加への強い意欲や、自国の未来にかけた熱い願いに、深い感銘を覚えたことでした。

長い鎖国を経た19世紀末の日本で、市井の人々の間に既に育っていた民権意識を記録するものとして、世界でも珍しい文化遺産ではないかと思います」（2013年10月、皇后誕生日に際しての文書回答）

「皇后陛下は、戦後の日本で女性の権利のためゴードンさんが果たした重要な役割を評価されています。その取り組みが、日本で長年にわたり記憶されると信じておられます」…2013年4月、米ニューヨークで開かれたベアテ・シロタ・ゴードンさんの追悼式で紹介された、川島裕侍従長名の追悼メッセージ（2013年7月10日「憲法は生きているか 2013参院選④天皇 象徴のあり方模索」）



五日市郷土館で五日市憲法草案を見る天皇、皇后両陛下=2012年1月23日、東京都あきる野市  
提供 朝日新聞社

### 3-1 皇室ゆかりの祝日と「時間の支配」

- 1月1日（元日） = 四方拝、歳旦祭
- 2月11日（建国記念の日） = 紀元節（神武天皇即位日）
- 3月下旬（春分の日） = 春季皇靈祭
- 4月29日（昭和の日） = 天長節（昭和天皇誕生日）、「みどりの日」／東京裁判起訴日
- 7月下旬（海の日） = 明治天皇が東北巡幸し船で横浜港に帰港した日（1876年7月20日）
- 9月下旬（秋分の日） = 秋季皇靈祭
- 11月3日（文化の日） = 天長節、明治節（明治天皇誕生日）
- 11月23日（勤労感謝の日） = 新嘗祭
- 12月23日（天皇誕生日） = いまの天皇陛下の誕生日／東京裁判でA級戦犯の絞首刑執行日



ノーベル化学賞受賞者大村智さんへの文化勲章親授式=2015年  
11月3日 提供 朝日新聞社

# 3-2 主要祭儀一覧

- **1月1日 四方拝 (しほうはい)**
- " 嵩旦祭 (さいたんさい)
- 1月3日 元始祭 (げんしさい)
- 1月4日 奏事始 (そうじはじめ)
- 1月7日 昭和天皇祭
- 1月30日 孝明天皇例祭
- 2月17日 祈年祭 (きねんさい)
- **春分の日 春季皇靈祭 (しゅんきこ  
うれいさい)**
- " 春季神殿祭 (しゅんき  
んでんさい)
- 4月3日 **神武天皇祭**
- " 皇靈殿御神樂 (こうれい  
でんみかぐら)
- 6月16日 香淳皇后例祭 (こう  
じゅんこうごうれいさい)
- 6月30日 節折 (よおり)
- " 大祓 (おおはらい)
- 7月30日 **明治天皇例祭**
- **秋分の日 秋季皇靈祭**
- " 秋季神殿祭
- 10月17日 神嘗祭 (かんなめさい)
- **11月23日 新嘗祭 (にいなめさい)**
- 12月中旬 賢所御神樂 (かしこどろ  
みかぐら)
- **12月23日 天長祭 (てんちょうさい)**
- 12月25日 大正天皇例祭
- 12月31日 節折 (よおり)
- " 大祓 (おおはらい)



## 4 天皇と宮中祭祀

- ・「天皇はまず祭りをする人であり、日本の最高祭司としての宗教的権威を、ながく受けつたえてきた存在」「近代の皇室祭祀の大半は、明治維新後に創案された新しい儀礼」…村上重良『天皇の祭祀』
- ・「『万世一系ノ天皇』という国家の機軸が、西欧社会のキリスト教の威力に対抗しうるただ一つの精神原理と考えられ、伝統的な神道儀礼が再編成された。アマテラスオオミカミが近代国家の始祖として拡大解釈され、新たな皇室祭祀が形成された」…山折哲雄『天皇の宮中祭祀と日本人』
- ・「平成の天皇は歴代で最も宮中祭祀を厳修し、皇室の伝統に軸足を置こうとしている」…岩井克己『天皇家の宿題』
- ・「祭祀で陛下がお祈りになっているのは、国の繁栄と国民の幸せであって、無病息災とか商売繁盛といった私事とは全く異なる」…渡邊允『天皇家の執事』

# 5 国歌「君が代」を 皇族は歌わない

- 「君が代」の歌詞は、平安時代の古今和歌集や和漢朗詠集に起源を持ち、その後、明治時代に至るまで祝い歌として長い間民衆の幅広い支持を受けてきた。『君』は相手を指すことが一般的で、必ずしも天皇を指しているとは限らなかった。明治時代に国歌として歌われるようになってからは、大日本帝国憲法の精神を踏まえ、『君』は日本を統治する天皇の意味で用いられた。

終戦後、日本国憲法が制定され、天皇の地位も戦前とは変わったことから、日本国憲法下においては、君が代の『君』は日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本国民の総意に基づく天皇のことを指しており、君が代とは、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことであり、君が代の歌詞も、こうした我が国の未永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当である」…1999年6月29日、衆議院本会議での小渕恵三首相答弁

主権回復・国際社会復帰を記念する式典



2013年4月28日「主権回復の日」式典での国歌斎唱 提供 朝日新聞社

# 6 昭和天皇の行動原理 は「皇統の維持」？

- ・ 「昭和天皇実録」は、昭和天皇が戦争にどう臨んだかを知る素材。昭和天皇といまの天皇は、20歳ごろ半年かけて欧洲諸国を歴訪。憲法と同様かそれ以上に宮中祭祀を重んじる。共通する行動原理は「皇統の維持」か。
- ・ 作家・保阪正康氏 「昭和天皇は好戦主義者でも和平主義者でもなく、皇統の維持が基本的な立場。できれば戦いたくはないが、皇位のため必要なら戦争もするし、平和なほうが皇位を守れるなら平和を選択する。」
- ・ 1941（昭和16）年の対米開戦への過程で、初めは『戦争は嫌だ』と消極的だったのに、しだいに開戦を受け入れていく。軍事指導者が執拗に『戦わなければ国は存立しない、皇位を守れない』と説得したから。嫌だ嫌だと考えながらも、戦争を決断せざるを得ない立場に。
- ・ 戦後も、本人はもともと退位するつもりはなく、どんな時代になっても皇統を守り抜く強い信念があったと思う。皇統を守るために戦争をしたが、とんでもない間違いであったから、これからは平和で生きるしかないと確信。『戦争か平和か』という二元論的な分け方ではなく、そのときそのときの選択肢だった」…「週刊朝日」2014年10月17日号「昭和天皇実録を読み解く」



奈良県の橿原神宮に戦勝を祈願して参拝する昭和天皇=1940年6月11日 提供 朝日新聞社

# 第5章 戦没者慰靈



2005年6月28日、サイパン島 提供 朝日新聞社



# 1 戦没者慰靈と過去への言及

- ・ 戦争の過去への言及が話題になったのは、  
中国訪問（1992年）、英國訪問（98年）、オランダ訪問（2000年）
- ・ 戦没者慰靈がテーマだったのは戦後50年の広島、長崎、沖縄、東京（95年）、60年のサイパン（2005年）、70年のパラオ（15年）、フィリピン（16年）。  
沖縄への10回にわたる訪問。



2015年4月9日、パラオ・ペリリュー島 提供 朝日新聞社

- ・ 「日本では、どうしても記憶しなければならないことが四つはあると思います。終戦記念日、広島の原爆の日、長崎の原爆の日、そして6月23日の沖縄の戦いの終結の日です」…1981年8月7日、皇太子だった今の天皇陛下が記者会見で発言

## 2 誕生日発言から

- 「先の戦争では300万を超す多くの人が亡くなりました。人々の死を無にすることがないよう、常により良い日本をつくり、努力を続けることが、残された私どもに課された義務であり、後に来る時代への責任であると思います。これから日本のつつがいい発展を求めていくとき、日本が世界の中で安定した平和で健全な国として、近隣諸国はもとより、できるだけ多くの世界の国々と共に支え合って歩んでいけるよう、切に願っています」…2014年12月、天皇誕生日前の記者会見

- 「私は、今も終戦後のある日、ラジオを通して、A級戦犯に対する判決の言い渡しを聞いた時の強い恐怖を忘れることが出来ません。まだ中学生で、戦争から敗戦に至る事情や経緯につき知るところは少なく、従つてその時の感情は、戦犯個人個人への憎しみ等であろう筈ではなく、恐らくは国と国民という、個人を越えた所のものに責任を負う立場があるということに対する、身の震うような怖れであったのだと思います。

- 第二次大戦では、島々を含む日本本土でも100万に近い人が亡くなりました。又、信じられない数の民間の船が徴用され、6万に及ぶ民間人の船員が、軍人や軍属、物資を運ぶ途上で船を沈められ亡くなっていることを、昭和46年に観音崎で行われた慰霊祭で知り、その後陛下とご一緒に何度かその場所を訪ねました。戦後70年の来年は、大勢の人たちの戦中戦後に思いを致す年になろうと思います。遺族の人たちの、自らの辛い体験を通して生まれた悲願を成就させるためにも、今、平和の恩恵に与っている私たち皆が、絶えず平和を志向し、国内外を問わず、争いや苦しみの芽となるものを摘み続ける努力を積み重ねていくことが大切ではないかと考えています」…2014年10月、皇后誕生日に際しての文書回答

## 全国戦没者追悼式



全国戦没者追悼式=2015年8月15日 提供 朝日新聞社

### 3 両陛下の戦中、戦後

- 1941年12月8日 太平洋戦争が始まる
- 44年5月 皇太子明仁親王（のちの天皇陛下）、沼津御用邸へ疎開。のちに日光へ移り、敗戦を迎える
- 45年3月10日 東京大空襲
- 3月 正田美智子さん（のちの皇后さま）、群馬県へ疎開
- 8月15日 敗戦
- 47年5月3日 日本国憲法施行
- 53年3～9月 皇太子、英女王戴冠式出席と欧米14カ国歴訪
- 72年5月15日 沖縄返還
- 75年7月17日 皇太子夫妻、沖縄初訪問。ひめゆりの塔で火炎瓶を投げられる
- 90年11月 即位の礼
- 93年4月 歴代天皇・皇后として初の沖縄公式訪問
- 95年7月 両陛下、戦後50年「慰靈の旅」で長崎、広島、沖縄、東京都慰靈堂を訪問（～8月3日）
- 98年5月 英國訪問
- 2000年5月 オランダ訪問
- 05年6月 戦後60年でサイパン訪問
- 14年6～12月 戦後70年を前に沖縄、長崎、広島で戦没者を慰靈
- 15年4月 パラオ訪問
- 16年1月 フィリピン訪問



1945年7月、栃木県日光 提供 朝日新聞社

## 4 昭和天皇の戦争指導

- 「昭和天皇実録」で宮内庁は、昭和天皇が戦争に消極的で平和を望んだ側面を強調。積極的に戦争指導をした発言も日記などの一次資料に数多く残されているが、ほとんど紹介せず。
- 「記述されなかった部分を補ってみると、むしろ何を残したくなかったかが浮き彫りになってくる」（山田朗・明治大学教授『昭和天皇の戦争』）
- ソロモン諸島とニューギニアの戦況報告を参謀総長から聞き、「米軍をぴしゃりと叩くことはできないのか」「一体どこでしっかりやるのか。どこで決戦をやるのか」と述べた（1943年8月5日、参謀本部作戦課長だった真田穂一郎大佐の日記）。
- 44年10月25日から始まった神風特攻隊による体当たり攻撃については翌日報告され、昭和天皇が「そのようにまでせねばならなかつたか、しかしよくやつた」と及川古志郎軍令部総長に語ったとされる。この言葉は前線部隊に伝えられ、さらなる特攻作戦強行の重要な要因の一つとなった。いずれも「実録」には書かれていない。



# 5 戦後の昭和天皇

- 昭和天皇はマッカーサー連合国軍最高司令官と1945年9月以来11回会見。極東国際軍事裁判（東京裁判）での天皇訴追について46年3月、側近を通じマッカーサーの真意を探り「天皇を戦犯に指名した場合、日本は混乱に陥り、占領軍の増強が必要。天皇に形式上の責任はあるが道義的責任はない。後継者問題をも生じることから、最高司令官は天皇の御退位を希望していない」とお墨付き。
- 51年4月、マッカーサー退任の際の会見では「戦争裁判」に対して貴司令官が執られた態度に付此機会に謝意を表したい」と伝えた。「東条英機ら7名が処刑された東京裁判について『謝意』を表したのは、マッカーサーが天皇免訴のため尽力したから」（豊下橋彦・元関西学院大教授）。
- 天皇は47年9月、米軍の沖縄長期占領を希望する「沖縄メッセージ」を連合国軍総司令部（GHQ）幹部シーボルトに伝達。50年には、吉田茂首相やマッカーサーの頭越しに、ダレス米国務長官顧問を通じトルーマン大統領にメッセージを送った。「昭和天皇は共産主義による天皇制打倒を恐れた。非武装の憲法9条ではなく米軍による日本防衛を望んだ」（豊下氏）。
- 政治的行為が許されない新憲法下、講和という重要課題に自ら介入。「天皇は憲法より万世一系の天皇制存続が重要。外国軍に頼ってでも天皇制を守る『リアリズム』に徹した」（豊下氏）



# おわりに グループワークのテーマ

- 天皇は憲法上、世襲による地位の継承などの特権を与えると同時に、基本的人権を制約されている。このことをどう考えるか？
- 憲法学者の奥平康弘氏は、究極の人権として、制度の枠組みから逃れ、ふつうの人になる「退位の自由」を天皇に認めるべきだ、と論じた。みなさんは、どう思いますか？
- 制限されている人権：選挙権・被選挙権（15条）、信教の自由（20条）、表現の自由（21条1項）、居住、移転、職業選択の自由（22条1項）、国籍離脱の自由（22条2項）、婚姻の自由（24条1項）など
- 天皇の特権と義務：皇位の世襲と継承（2条、皇室典範第1条）、国事行為への内閣の助言と承認と責任（3条）、国事行為のみ行い国政に関する権能を有しない（4条1項）、憲法尊重擁護義務（99条）



おり

皇居前広場で開かれた即位10年を祝う祭典を二重橋から視察する天皇、皇后両陛下||1999年11月12日 提供 朝日新聞社



朝日新聞編集委員・北野隆一  
メール : Kitano-r@asahi.com ツイッター : @R\_KitanoR